

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保し、経営の健全性を高めることで、株主をはじめとするステークホルダーに対して、社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その前提として役職員が「倫理規程」および「コンプライアンス管理規程」の遵守を徹底するほか、内部統制システムの整備・強化を優先的に進めて経営の透明性確保に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KDDI株式会社	14,501,000	30.00
池田 元英	4,574,500	9.46
池田 奈月	4,574,500	9.46
株式会社SBI証券	647,000	1.33
楽天証券株式会社	432,000	0.89
小手川 隆	388,600	0.80
渡部 健	360,000	0.74
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	358,889	0.74
古賀 洋行	240,000	0.49
山崎 和成	220,000	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要が高いと認められたために、当社株式について、平成27年1月29日付で特設注意市場銘柄に指定されました。

当該指定から1年を経過した後に、内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出いたしました。なお確認する必要があるとの判断により、平成28年5月31日に当該指定の継続を受けました。さらに、平成28年7月29日には、東京証券取引所より監理銘柄(審査中)に指定されました。当社は、平成28年7月29日に内部管理体制確認書を再提出し、東京証券取引所の審査を受けておりましたが、特設注意市場銘柄指定継続の原因となった取締役会の監視・牽制機能の有効性に関連した当社の取組みが適切に行われていることが確認できたこと、また、その他に、特設注意市場銘柄指定となった原因の改善状況を含め、内部管理体制等に問題が認められないとの判断から、平成28年9月24日付にて特設注意市場銘柄ならびに監理銘柄(審査中)より指定解除となりました。

当社は、今後も再発防止に尽力するとともに更なる内部管理体制の強化を図ってまいります。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浅井 満	他の会社の出身者													
岡野 稔	他の会社の出身者													
足立 芳寛	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井 満	○	浅井満公認会計士事務所 代表(現任)	同氏は、公認会計士として大手監査法人を歴任し、またコンサルティング会社の経営者として、会計及び内部統制等について豊富な知識と長年にわたる経験を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社においてそのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外取締役として選任しております。なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
岡野 稔	○	オフィス オン・ユア・サイド代表(現任) イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役(現任)	同氏は、証券業界における豊富な知識及び長年にわたる経験を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において

		そのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外取締役として選任しております。なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
足立 芳寛	○	ダイコク電機株式会社社外取締役(現任) 一般財団法人機械振興協会副会長兼技術研究所所長(現任)

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査役は、それぞれが連携・相互補完し効率的に監査を実施するため、ミーティング等で監査計画や監査結果の共有を行っており、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。監査法人との連携状況に関しては、監査役は監査法人とのミーティングを四半期に1回開催し、会計監査の概要及び結果の報告を受けております。また、内部監査室は監査法人と適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
紙野 愛健	他の会社の出身者													
藤原 総一郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
紙野 愛健	○	紙野公認会計士事務所 代表(現任) 青山アクセス税理士法人 代表社員(現任) 株式会社アジェット 監査役(現任) 株式会社レナウン 監査役(現任)	同氏は、公認会計士及び税理士として、上場企業における財務報告に係る内部統制の構築等で豊富な知識及び経験を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社においてそのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外監査役として選任しております。なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
藤原 総一郎		森・濱田松本法律事務所 マネージング・パートナー(現任)	同氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な企業法務の専門知識及び経験を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社においてそのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外監査役として選任しています。なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
社内取締役、社内監査役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の額が1億円以上のもので存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

連結会計年度ごとに業績等を考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は取締役会の重要事項について、議事録や稟議書等の閲覧、回付を通じて、当社の業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。

また、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する組織は内部統制部とし、社外取締役及び社外監査役の監査に必要な情報収集や社内各部署との連絡調整を行うなど円滑な監査の実施が可能となる体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンスの強化及び充実を実現するための企業統治の体制として監査役会設置会社形態を採用し、取締役会及び監査役会により取締役による業務執行について、監視及び監督を行っていきます。また、内部監査を実施する内部監査室と監査役との連携を強化することにより経営の監視及び監督機能の充実及び強化に努めております。

(取締役会)

当社は取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定を行っており、取締役10名(うち社外取締役は3名)となっております。取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

(監査役、監査役会)

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成し、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(経営監視委員会)

当社は今後の当社の企業風土と経営管理体制のあり方を抜本的に見直す目的で、経営監視委員会を当社取締役会の諮問機関として発足いたしました。委員長を含む3名の外部有識者で構成される経営監視委員は、当社取締役会(臨時取締役会を含む)への同席の他、委員3名と当社取締役及び実務担当者が参加する経営監視委員会を、月1~2回の定例、および必要に応じて随時開催し、当社の経営全般について全面的に指導、助言、監視、監督等を行って頂いております。設置期間は、当社による不正行為等に対する一連の再発防止策の実施及びコンプライアンス体制の再構築が功を奏することとなるまでの一定期間を予定しております。

(内部監査室)

当社は他部門からの独立性を確保した内部監査室による、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しております。内部監査室は、各部署に助言や勧告を行なうとともに、速やかに内部監査を報告してまいります。

また、内部監査、監査役による監査及び会計監査人による監査の実施にあたっては相互に連携を図りし、情報の共有化により各監査の効率性を向上させる体制も整備しております。具体的には、少なくとも3か月に1回は、会計処理、業務監査及び与信管理等を含む業務管理体制全般について、内部監査室、監査役及び会計監査人による会議体を設けたうえで情報共有を図ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を含む取締役会及び社外監査役を含む監査役会を設置しております。

社外取締役及び社外監査役はともに、取締役会等の重要な会議への出席や発言、議事録及び稟議書等の閲覧による重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

また、業務効率と牽制機能の強化および不正防止体制を強化する観点より、執行役員制によるガバナンス強化を図っており、経営と執行を分離して、社外取締役を含む取締役会が執行役員の業務執行状況の管理・監督や、当社が直面する重大なリスクの対応策、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行っております。

このように、会社から独立した立場の社外取締役及び社外監査役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすと共に、経営の監視・監督を行うことにより、ガバナンスの実効性の確保が図られると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月の株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日の前日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、多くの株主様に出席頂けるよう集中日を避けるよう留意して設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間について定めています。内容については下記当社ホームページに掲載しています。 http://www.eneres.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、当社概要、成長戦略などについて定期的な説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR資料の掲載ページを開設し、決算短信や適時開示資料等を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室を設置し、IR業務を担当しております。	
その他	株主総会や取締役会等で重要事項の決定がなされた場合、又は、当社または当社グループ会社において重要な事実が発生した場合、コーポレートコミュニケーション室を中心に関連部署と提携し、統括情報管理責任者の管轄のもと、関連法令及び上場規程等を遵守したうえで遅滞なく開示できる体制を整備しております。 また、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書を含む。)等の開示においても、財務経理部門を中心に関連部署と連携し、統括情報管理責任者管轄のもと、明瞭かつ確かな情報開示ができる体制をとっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保し、経営の健全性を高めることで、株主をはじめとするステークホルダーに対して、社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」ならびに「適時開示実施要領」に基づき、公正かつ適時適切な開示方針を定めているほか、ディスクロージャーポリシーに従って、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず正確な情報提供を行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び定款、社内規程のほか、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針として実践しています。また、取締役は、当社および子会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令遵守の浸透に努めます。
- (2) コンプライアンスリスクの低減を図るため、「コンプライアンス委員会」において、全社的な運用状況と問題点の把握に努め、企業倫理を遵守するための体制を整備し、周知徹底を図ることで違反行為を未然に防止します。また、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を全役職員に実施し周知徹底を図っています。
- (3) 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「反社会的勢力対策規程」において定め、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。
- (4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
- (5) 当社グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査を行っています。
- (6) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を設けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存ならびに管理を行っています。
- (2) 「情報セキュリティ基本方針」に基づいて情報資産を適切に管理しています。また、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図っています。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置し、当社グループ全体のリスクマネジメント体制を整備しています。
- (2) リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示規程」および「適時開示実施要領」に基づき、重要情報の基準および開示基準を定めています。
また、「取締役会規程」に基づき、取締役に関する事項、決算に関する事項、事業運営に関する重要事項のほか、利益相反取引や子会社および関係会社との重要な取引等により、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会にて決議いたします。
- (3) 「コンプライアンス委員会」は、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行います。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催します。
- (3) 当社グループの経営目標を中期経営計画として定め、同計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を展開・具体化します。毎事業年度の計画目標の達成に向けては、「取締役会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握しています。
- (4) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「子会社管理規程」、「決裁権限基準」を設け、各業務の執行にあたる役員の権限の範囲、責任の所在の明確化を図ることで、意思決定の迅速性及び効率性を確保しています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、「子会社管理規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されています。
- (2) 当社子会社は、当社との定期的な会議等を通して、当社への報告を行います。また、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を専任して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、取締役会は監査役会と協議し、監査役を補助すべき監査役スタッフ等を置くこととします。
- (2) 監査役を補助するスタッフが置かれる場合、当該スタッフは監査役の指揮命令の下に職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保します。また、当該スタッフの人事異動、人事評価並びに懲戒処分等については、監査役の同意を得ることとします。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、「取締役会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態、業務執行の意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
- (2) 当社の監査役に対しては、内部監査室より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
- (3) 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、取締役等から適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
- (4) 「内部通報規程」に基づき、報告相談窓口である「通報窓口」に報告した者への報復行為を禁じ、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備しています。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行に必要と認められる費用の支出および監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとします。
- (2)代表取締役社長及び取締役は、監査役と定期的に会合をもち、状況報告及び意見交換を行います。
- (3)当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、意見交換・情報交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当要求には一切応じず、組織全体で毅然とした対応をとり、且つ役職員を含む全従業員の安全を確保することを「反社会的勢力対策規程」に明記し、当該規範に基づき適切に対応します。

(2)当社ホームページ上における「反社会的勢力に対する基本方針」の開示を通じて、社内外へ宣言するとともに、外部専門機関との連携を含む社内体制を整備し、「反社会的勢力対策規程」に基づき有事の場合の対応方針を整備しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

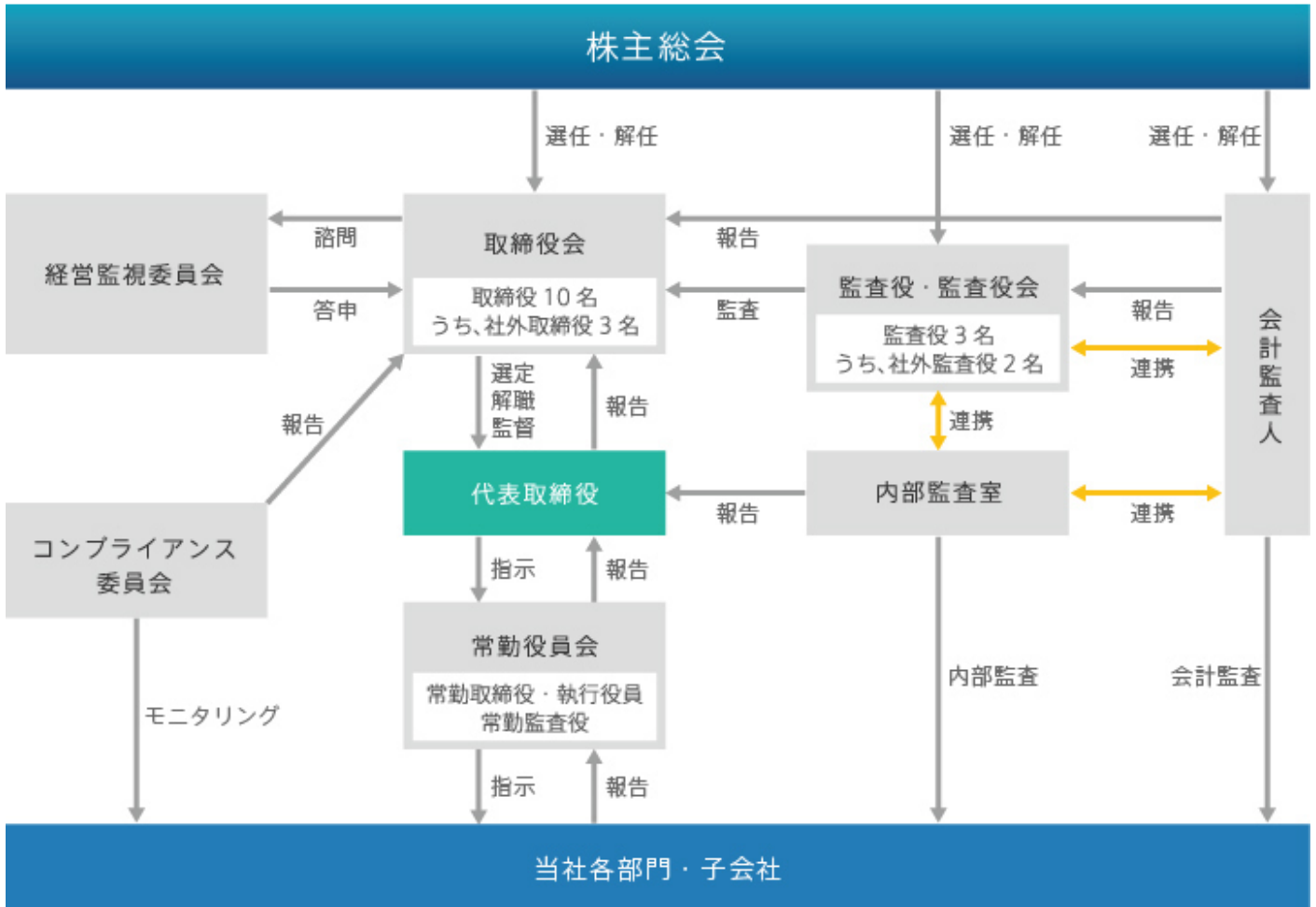
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の概要（模式図）

